一般社団法人山口県子ども会連合会　定款

第１章　総　則

（名称）
第　１条　この法人は、一般社団法人山口県子ども会連合会と称する。

（事務所）
第　２条　この法人は、主たる事務所を山口県山口市神田町１番８０号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第　３条　この法人は、山口県内の市・町子ども会の連合体として、子ども会活動の振興を図り、その活動をとおして子どもの社会性、協調性、市民的特性を養い、もって子どもの健全育成及び子どもの健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（事業）
第　４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　子ども会活動の普及推進に関する事業
⑵　子ども会活動の功労者への表彰に関する事業
⑶　子ども会活動の指導者の養成及び研修に関する事業
⑷　子ども会活動に必要な調査研究及び資料等の発行に関する事業
⑸　子どもの健康の保持増進に関する事業
⑹　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

（法人の構成員）
第　５条　この法人に、次の会員を置く。
⑴　正会員　　この法人の目的及び事業に賛同して入会した市・町子ども会の連合体の会長
⑵　賛助会員　　この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体又は個人
⑶　特別会員　　この法人の運営に関して学識経験のある者又はこの法人に対して特に功労のあった者で理事会の承認を得た者
２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第　６条　この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
２　この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める会費の納入をもって会員とする。

（経費の負担）
第　７条　この法人の正会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額を、会員になった時及び毎年、納入しなければならない。
２　会員が既に納入した会費は、返還しない。

（任意退会）
第　８条　この法人の正会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第　９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
⑴　この定款その他の規則に違反したとき
⑵　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
⑶　その他除名すべき正当な事由があるとき
２　前項により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会の日から１週間前までに該当会員に対して、除名する旨の理由を付して通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。
３　第１項により除名した場合は、除名した会員に対してその旨を通知するものとする。

（正会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
⑴　第７条の会費を１年以上滞納したとき
⑵　総正会員が同意したとき
⑶　当該正会員が死亡し、又は解散したとき

第４章　総　会

（構成）
第１１条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）
第１２条　総会は、次の事項について決議する。
⑴　会員の除名
⑵　理事及び監事の選任又は解任
⑶　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
⑷　定款の変更
⑸　解散及び残余財産の処分
⑹　理事及び監事の報酬等の額
⑺　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１３条　総会は、定時総会として毎年６月に１回開催するほか、３月及び必要がある場合に臨時に開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
⑴　理事会で必要と認めたとき
⑵　総正会員の５分の１以上の議決権を有する会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事に対して総会の招集の請求があったとき。

（招集）
第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第２号の場合には、請求のあった日から４週間以内に総会を開催しなければならない。

３　会長は、総会を招集する場合には、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開会の日の７日前までに通知を発しなければならない。

（議長）
第１５条　総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）
第１６条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）
第１７条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
⑴　会員の除名
⑵　監事の解任
⑶　定款の変更
⑷　解散
⑸　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議する場合に際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第１８条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した正会員のうちからその総会において議事開始前に選任された２名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役　員

（役員の設置）
第１９条　この法人に、次の役員を置く。
⑴　理　事　　５名以上１２名以内
⑵　監　事　　２名以内
２　理事のうち１名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
３　会長以外の理事のうち３名以内を副会長とする。
４　会長及び副会長以外の理事のうち１名を常務理事とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２０条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）
第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、常

務理事は、理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　会長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２３条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２４条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第６章　理事会

（構成）
第２６条　この法人に、理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第２７条　理事会は、次の職務を行なう。
⑴　この法人の業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
⑷　その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第２８条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
⑴　会長が必要と認めたとき
⑵　会長以外の理事から、会長に対して理事会の目的である事項を示して理事会の招集請求があったとき
⑶　監事が必要と認めて、会長に対して理事会の招集請求があったとき

（招集）
第２９条　理事会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２号及び第３号の場合には、請求のあった日から２週間以内に理事会を開催

しなければならない。
３　会長は、理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開会の日の７日前までに通知を発しなければならない。

（議長）
第３０条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（決議）
第３１条　理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）
第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（財産）
第３３条　この法人の財産は、次に掲げるものとする。
(1)　設立当初の財産目録に記載された財産
(2)　会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入

（事業年度）
第３４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３５条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会において報告しなければならない。
２　前項の事業計画書及び収支予算書を変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）
第３６条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号第４号及び第６号の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事の名簿

（剰余金の分配の禁止）
第３７条　この法人は、剰余金の配分を行なうことができない。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３８条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第３９条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４０条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第４１条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　事務局

（事務局の設置等）
第４２条　この法人は、当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。
４　事務局の組織運営に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

第１１章　個人情報の保護

（個人情報の保護）
第４３条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第１２章　雑　則

（その他）
第４４条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

（特別の利益の禁止）
第４５条　この法人は、この法人の役員及び会員又はこれらの親族等に対して、特別な利益を与えることができない。

（法令の準拠）

第４６条　この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めによる。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の会長は、関谷　博とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

４　令和４年６月１１日第１９条を改正する。

５　令和６年６月８日第１９条及び第３２条を改正する。